保险 年金

保険・年金

国民健康保险

凡是加入国民健康保险(国保)的人，都可以得到伤病时的医疗费以及孩子出生时的一次性生育补助金等各种保险补助。以下的人除外，在市内有住址的人都必须加入国民健康保险。

- 已加入工作单位的健康保险或后期高龄者医疗制度的人
- 已加入其他“国民健康保险组合”的人
- 在享受最低生活保障（“生活保护”）的人

另外，持有外国国籍的人、被批准在留期间超过 3 个月并持有住民票的人、以及确定在日逗留超过 3 个月的人，都必须加入国民保险。加入公司或工作单位健康保险的人，以及以就医、观光等目的来日本的人除外。

问讯处：国民健康保险课　☎048-963-9146

【国民健康保険】

国民健康保険(国保)の加入者は、病気やけがをした場合の医療費、子どもが生まれた場合の一時金等、さまざまな保険給付が受けられます。

次の方を除いて、市内に住所がある全ての方が加入しなければなりません。

- 職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方
- 他の国民健康保険組合に加入している方
- 生活保護を受けている方

なお、外国籍の方も、3月を超える在留期間を決定され住民票を持っている方や、3月を超えて日本に滞在することが明らかな方は、国保に加入しなければなりません。ただし、会社や勤務先の健康保険に加入している方及び医療、観光目的等で入国している方は、除きます。

【問合せ】国民健康保険課　☎963-9146

加入国保的申请

在以下情况下，必须申请加入国保：

- 从市外迁入本市时
- 退出工作单位等的健康保险时
- 不再是工作单位等的健康保险被抚养者时
- 孩子出生时
- 不再享受最低生活保障（“生活保护”）时

问讯处：国民健康保险课　☎048-963-9146

●国保に入る届出

下記の場合は、国保に入る届出が必要です。

- 市外から転入したとき
- 職場等の健康保険をやめたとき
- 職場等の健康保険の被扶養者でなくなったとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

【問合せ】国民健康保険課　☎963-9146

退出国保的申请

在以下情况下，必须申请退出国保：

- 从本市迁出到市外时
- 加入工作单位等的健康保险时
- 成为工作单位等的健康保险被抚养者时
- 死亡时
- 开始享受最低生活保障（“生活保护”）时

问讯处：国民健康保险课　☎048-963-9146

●国保をやめる届出

下記の場合は、国保をやめる届出が必要です。

- 市外に転出するとき
- 職場等の健康保険に入ったとき
- 職場等の健康保険の被扶養者になったとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

【問合せ】国民健康保険課　☎963-9146

海外医疗费的支付申请

在海外因伤病而接受治疗时，如果治疗内容属于日本国内保险治疗范围，在返回日本后可以申请保险补助。申请时需要保险证、治疗明细清单（需要附上日语翻译）、发票明细清单（需要附上日语翻译）、发票、护照以及户主名义的存折等。

问讯处：国民健康保险课　☎048-963-9154

●海外療養費の支給申請

海外で病気やけがで治療を受けた場合、診療内容が日本国内で保険診療の対象になっていれば、帰国後の申請により保険給付が受けられます。申請には保険証・診療内容明細書(和訳を添付)・領収明細書（和訳を添付）・領収書・パスポート・世帯主名義の通帳などが必要です。

【問合せ】国民健康保険課　☎963-9154

高额医疗费

　如果在同一个月内个人负担的医疗费很高，通过申请可以补助其超过限额的部分（高额医疗费）。详情请问询。

问讯处：国民健康保险课　☎048-963-9154

●高額療養費

　同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が申請により高額療養費として支給されます。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】国民健康保険課　☎963-9154

直接向医疗机构支付“一次性生育补助金”的制度

　加入国保的人在分娩后，可以由医疗机构代替户主申请领取“一次性生育补助金”。因此，被保险者只需向医疗机构支付分娩费用中超过“一次性生育补助金”的金额。希望利用此制度的人请向医疗机构确认。

　如果分娩费用不超过“一次性生育补助金”的金额，可以到国民健康保险课申请差额补助。

　如果不利用直接支付制度，就需要先向医疗机构支付全额分娩费用，然后到国民健康保险课办理“一次性生育补助金”的申请手续。

　申请支付补助金时需提供保险证、户主的印章、户主名义的存折、发票、详情单据等。

问讯处：国民健康保险课　☎048-963-9154

●出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度

　国保に加入している方が出産した場合に支給される出産育児一時金を、医療機関が世帯主に代わって支給申請し受け取ることにより、被保険者の方は、出産費用のうち出産育児一時金の額を超えた分を医療機関に支払うだけで済みます。

　利用希望される場合は、出産を予定している医療機関等に確認してください。

　出産費用が出産育児一時金の支給額未満の場合は、国民健康保険課に差額分の支給申請をすることができます。

　直接支払制度を利用しない場合は、医療機関等へ出産費用を全額お支払いいただき、出産育児一時金の支給申請をしていただきます。

　支給申請には、保険証・世帯主の印鑑・世帯主名義の通帳・領収書・明細書などが必要となります。

【問合せ】国民健康保険課　☎963-9154

特定体检等

　对 40 岁～未满 75 岁的被保险者实施“特定体检和特定保健指导”。加入其他社会保险的人由各自加入的医疗保险机构实施。

问讯处：国民健康保险课　☎048-963-9154

●特定健診等

　40歳以上75歳未満の被保険者を対象とした「特定健診・特定保健指導」を実施しています。

なお、社会保険にご加入の方については、それぞれが加入する医療保険者が実施することとなっています。

【問合せ】国民健康保険課　☎963-9154

国民年金

　国民年金制度的目的是防止因年老、残障或死亡而造成生活不安定，维持以及改善健全的生活。

问讯处：市民课国民年金担当
☎048-963-9155

【国民年金】

　国民年金制度は、老齢、障がいまたは死亡によって、生活の安定がそこなわれることを防ぎ、健全な生活の維持および向上を目的としています。

【問合せ】市民課国民年金担当　☎963-9155

国民年金被保险者

在日本国内有住址的 20 岁～未满 60 岁的人，必须加入国民年金。根据加入内容，保险费的支付方法不同。

（1）自营业、学生等（称为第 1 号被保险者）：
由个人支付国民年金保险费

（2）厚生年金、共济组合的加入者
（称为第 2 号被保险者）：
从厚生年金、共济组合的保险费中支付国民年金保险费，不需要个人支付。

（3）被厚生年金、共济组合的加入者抚养的配偶
（称为第 3 号被保险者）：
从厚生年金、共济组合的保险费中支付国民年金保险费，不需要个人支付。

因就职、退职、换工作、结婚、离婚等理由而被保险者的种类发生变化时，如果不申报，就有可能在领取年金时不利。

问讯处：市民课国民年金担当　☎048-963-9155

●国民年金の被保険者となる方

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません。加入の形態により、保険料の支払い方が異なります。

① 自営業者・学生等の方（第1号被保険者といいます）…個人で国民年金保険料を支払います。

② 厚生年金、共済組合の加入者（第2号被保険者といいます）…厚生年金、共済組合の掛け金から国民年金に拠出されていますので個人で支払う必要はありません。

③ 厚生年金、共済組合の加入者に扶養されている配偶者（第3号被保険者といいます）…厚生年金、共済組合の掛け金から国民年金に拠出されていますので個人で支払う必要はありません。

このため、就職・退職・転職・結婚・離婚などをして被保険者の種別が変わった時は、届出をしないと年金をもらうときに不利益が発生する場合があります。

【問合せ】市民課国民年金担当　☎963-9155

保险费的免缴制度

免除（全额、3/4、半额、1/4）申请手续是在市民课国民年金担当窗口办理。

当第 1 号被保险者（学生除外）在缴纳保险费上有经济困难时，如果向日本年金机构申请并被批准，就可以免缴保险费。但是，已经缴纳或提前缴纳的月份不能免除。申请免缴的期间为当年 7 月～次年 6 月。如果希望继续免缴，每年都需要申请。

- 即使被批准免缴 3/4、半额、1/4，应缴纳而没有缴纳保险费的月份也算入保险费未缴期间。
- 适用学生缴纳特例制度的人，不可利用此免缴制度。

问讯处：市民课国民年金担当　☎048-963-9155

●保険料の納付を免除する制度があります

申請免除（全額・4分の３・半額・4分の１）の届出先は市民課国民年金担当です。

第1号被保険者（学生・生徒を除く）が、保険料を納めることが経済的に困難なときは、日本年金機構に申請して承認を受ければ、保険料の納付が免除されます。ただし、すでにその月にかかる保険料が納付または、前納されているときはその月については免除されません。また、免除の承認期間は、7月から翌年6月までです。引き続き免除を希望される場合は毎年申請が必要です。

- 4分の３・半額・4分の１免除の承認を受けても納付すべき保険料を納付しない月は、保険料未納期間となります
- 学生納付特例制度が適用される方は、この免除制度は適用されません

【問合せ】市民課国民年金担当　☎963-9155

学生保险费缴纳特例

如果是国民年金第 1 号保险者又是学生（包括夜校、定时制和函授）并且本人前一年的收入低于一定额度， 在申请并被批准后可以暂缓缴纳保险费。缴纳特例的批准期间为当年 4 月～次年 3 月。另外，可以追缴 10 年以内（含 10 年）的保险费。如果希望继续享受学生缴纳特例，每年都需要申请。

问讯处：市民课国民年金担当　☎048-963-9155

●学生の保険料納付特例

国民年金の第1号保険者である学生・生徒（夜間部・定時制・通信制課程を含む）で本人の前年の所得が一定額以下である方は、申請し承認されると、保険料の納付が猶予されます。納付特例の承認期間は4月～翌年3月までです。また、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。引き続き学生納付特例を希望される場合は、毎年申請が必要です。

【問合せ】市民課国民年金担当　☎963-9155

短期在留外国人的一次性退保金

如果短期在留的外国人缴纳6个月以上（含 6个月）的国民年金保险费后回国，可以在2年内申请，根据缴纳期间领取一次性退保金。

问讯处：越谷年金事务所　☎048-960-1190

●短期在留外国人の脱退一時金

短期在留の外国人の方が６ヵ月以上国民年金の保険料を納付し、帰国した場合、2年以内に請求することにより、納付期間に応じて支給されます。

【問合せ】越谷年金事務所　☎960-1190

越谷年金事务所

办理厚生年金和国民年金的事务、手续以及进行咨询等。

上班时间：星期一～星期五　8:30～17:15

地址：弥生町 16-1　越谷双城 B 座 3 层

问讯处：越谷年金事务所　☎048-960-1190

●越谷年金事務所

厚生年金、国民年金の事務や手続き、相談などを行っています。

- **業務時間**：月曜～金曜日、8時30分～17時15分
- **所在地**：弥生町16-1　越谷ツインシティBシティ3階

【問合せ】越谷年金事務所　☎960-1190